

経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例

平成18年度第3回経営協議会（11月27日（月）開催）

審議事項 1. 平成19年度予算編成における検討課題について

○授業料未納者への改善方策の意見をいただいた。

↓

・授業料免除の学業成績の基準について、特例を設け免除対象の拡大を図った。

（茨城大学における授業料免除選考に関する要項の一部改正）19.2.20

茨城大学における授業料免除選考に関する要項

〔平成17年3月 8日〕
〔要項第 210 号〕

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城大学授業料等免除及び徴収猶予に関する規則（以下「規則」という。）第15条の規定に基づき授業料免除の選考について必要な事項を定める。

(選考)

第2条 選考は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 家計状況

ア 本人の属する世帯の家計状況に関する認定は、別紙 1により算出した総所得金額が収入基準額（別表 1）以下の者を免除の対象とする。

イ 授業料免除の対象となる者の免除の区分は、全額又は半額とし、別紙 1により算出した総所得金額が、収入基準額（別表 1）以下の者であること。

ウ 次の(i)又は(ii)に該当し、家計の支出が多額となる特別の事情がある者については、総所得金額が収入基準額を超える場合でも特例として免除の対象とすることができる。ただし、収入基準額を超える金額は、収入基準額の10%以内とする。

(i) 長期療養者のいる世帯に属する者

(ii) 障害者及び障害者のいる世帯に属する者

(2) 学業成績

ア 学部の学生

(i) 1年次の学生

高等学校の評定平均値が 3.2以上であること。ただし、3.2未満であっても入学試験の成績が各学部においてそれぞれ上位 2分の 1以内の場合は、選考の対象とする。（高等学校卒業程度認定試験合格者（廃止前の大学入学資格検定合格者を含む。）については、ただし書を準用する。）

(ii) 2年次以上の学生

前年度までの標準修得単位数を満たしており、かつ、次の算式によって得た平均値が①にあつては 2以上、②にあつては 3以上であること。

この場合、標準修得単位数は、卒業に必要な単位数を修業年限で除した単位数の累計とし、2年次については31単位以上、3年次については62単位以上、4年次については93単位以上とする。

① 4段階評価による学業成績の平均値

$$\text{平均値} = \frac{\left(\begin{array}{l} \text{優の単位数} \\ \text{又は} \times 3 \\ \text{Aの単位数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{良の単位数} \\ \text{又は} \times 2 \\ \text{Bの単位数} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{l} \text{可の単位数} \\ \text{又は} \times 1 \\ \text{Cの単位数} \end{array} \right)}{\text{修得単位の総数}}$$

② 6段階評価による学業成績の平均値

$$\text{平均値} = \frac{\left(\frac{A+\text{の}}{\text{単位数} \times 5}\right) + \left(\frac{A\text{の}}{\text{単位数} \times 4}\right) + \left(\frac{B\text{の}}{\text{単位数} \times 3}\right) + \left(\frac{C\text{の}}{\text{単位数} \times 2}\right) + \left(\frac{D\text{の}}{\text{単位数} \times 1}\right)}{\text{修得単位の総数}}$$

イ 大学院修士課程・博士前期課程及び専攻科の学生

(i) 1年次の学生

大学において修得した授業科目の成績の平均値が、ア－(ii)に定める数値以上であること。

(ii) 2年次以上の学生

前年度までの修得単位数が10単位以上であって、修得した授業科目の成績の平均値が、ア－(ii)に定める数値以上であること。

ウ 大学院博士課程の学生

(i) 1年次の学生

大学院修士課程又は博士前期課程において修得した授業科目の成績の平均値が、ア－(ii)に定める数値以上であること。

(ii) 2年次以上の学生

前年度までの修得単位数が、2年次については4単位以上、3年次については8単位以上であって、修得した授業科目の成績の平均値がア－(ii)に定める数値以上であること。

(免除の特例)

第3条 学業成績が前条第2号の基準に満たない者であっても、次の各号のいずれかに該当する者については、特例として免除の対象とすることができる。

- (1) 授業料の各期ごとの納入期限前6月以内（新入学生に対する入学した日の属する期の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡し、又は学生本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合
- (2) 母子世帯又は父子世帯の者
- (3) 主たる家計支持者を失った者
- (4) 生活保護世帯の者
- (5) 学生本人が障害者である者
- (6) 前各号に掲げる者と同等以上の事情により経済的困窮度が著しく高いと中央学生委員会が特に認めた者

(私費外国人留学生)

第4条 私費外国人留学生の取扱いについては、原則として日本人学生に準じて取り扱うこととし、規則第3条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 指導教員等の意見書及び家庭事情調書

(選考順位)

第5条 選考順位は、家計の家計評価額により、困窮度の高い者から順位付けするものとする。

(授業料免除の対象としない者)

第6条 教育上授業料を免除することが不相当であると認めた場合は、選考の対象としないものとする。

(修業年限超過者)

第7条 修業年限を越えて在学する者についての取扱いは、別表2によるものとする。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、授業料免除の選考に関し必要な事項は、中央学生委員会の議を経て別に定めることができる。

附 則

- 1 この要項は、平成17年 3月 8日から実施し、平成16年 4月 1日から適用する。
- 2 茨城大学授業料免除選考要領（平成13年 6月26日制定）は、廃止する。

附 則

この要項は、平成19年 4月 1日から実施する。

別紙 1

総所得金額の算定方法

総所得金額とは、申請者の属する世帯（大学院に在学する者のうち独立生計者と認定された者にあつては本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。））の金銭、物品などの1年間の総収入金額（大学院に在学する者のうち独立生計者と認定された者（配偶者があるときは、配偶者を含む。）が父母等から金銭、物品などの給付を受けている場合はその金額を、本人が奨学金を受けている場合はその金額を合算した額）から、

- (1) 必要経費
- (2) 特別控除額

を差し引いた金額をいう。

なお、1年間の総収入金額は、申請の前年1年間の額（奨学金は、申請の前年度1年間に実際に受けた額を申請の前年1年間の額とみなすこと。）によることとし、会社等を退職した場合で収入が見込めないときには、入学時の家計において判定する。これにより難しい場合は、日本学生支援機構の取扱いを準用する。

- (1) 必要経費

必要経費の控除は、次の所得の種類別により取り扱うこと。

① 給与所得

俸給、給料、賃金、歳費、年金、恩給、賞与及びこれらの性質を有する給与等（扶助料、傷病手当金等を含む。）の収入金額については、次の計算式によって、得られた金額を控除する。

○ 収入金額 104万円以下のものは収入金額と同額とする。

○ 収入金額が 104万円を超え 200万円までのもの $\text{収入金額} \times 0.2 + 83\text{万円}$

○ 収入金額が 200万円を超え 653万円までのもの $\text{収入金額} \times 0.3 + 62\text{万円}$

○ 収入金額が 653万円を超えるもの 258万円

(注) 1 給与所得者が 2人以上いる場合は、この計算は各人別に行う。

2 同一人で 2以上の収入源があつて、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと総所得金額を算定する。

② 商業、工業、林業、水産業所得

年売上げ高から、必要経費として、売上品原価と営業経費とも控除する。

なお、売上品原価には、当該年度内の仕入れであっても、年度末に在庫として残っている分（たな卸資産）は含まない。

また、営業経費とは、雇人費、減価償却費、業務に係る公租公課等収入金額を得るための必要経費という。

③ 農業所得

総粗収入から必要経費として、肥料、種苗、蚕種、家畜の飼料、動力源の燃料等（過去1年間の収入を得るために実際に消費したもの。）の購入費を控除する。

なお、総粗収入には、農作業の種類別に作付面積から総収量を算出し、これに販売価格を乗じて得た金額（粗収入）のほか、養蚕、牧畜、養豚等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額（粗収入）に加算すること。

また、家計仕向け分（自家消費）も販売価格で換算して含めるものとする。

④その他の職業による所得及び雑所得

給与、商業、工業、林業、水産業、農業以外の職業（開業医、弁護士、著述業、公認会計士、外交員、税理士、大工、左官等）によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、間代、地代、内職収入、親戚、知人等からの援助等の収入の場合、それぞれの収入を得るための必要経費を要したときは、収入金額からその必要経費を控除する。

⑤臨時的な所得

公租公課等の経費を控除する。なお、臨時的な所得とは、退職金、退職一時金、保険金、資産の譲渡による所得及び山林所得をいい、当該授業料免除実施前 6 月間における収入のみとする。

(2) 特別控除額

母子・父子世帯、就学者のいる世帯、その他特別の事情のある世帯については、次表の特別控除額を控除する。

	特別の事情	特別控除額			
A 世帯を対象とする控除	①母子・父子世帯であること。	490,000円			
	②就学者のいる世帯であること。	小学校児童 1人につき	80,000円		
		中学校及び中等教育学校の前期課程生徒 1人につき	160,000円		
		国・公立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒 1人につき	自宅通学	280,000円	
			自宅外通学	470,000円	
		私立高等学校及び中等教育学校の後期課程生徒 1人につき	自宅通学	410,000円	
			自宅外通学	600,000円	
		国・公立高等専門学校学生 1人につき	自宅通学	360,000円	
			自宅外通学	550,000円	
		私立高等専門学校学生 1人につき	自宅通学	600,000円	
			自宅外通学	800,000円	
		国・公立大学学生 1人につき	自宅通学	590,000円	
自宅外通学	1,020,000円				
私立大学学生 1人につき	自宅通学	1,010,000円			
	自宅外通学	1,440,000円			
国・公立専修学校高等課程生徒 1人につき	自宅通学	170,000円			
	自宅外通学	270,000円			
私立専修学校高等課	自宅通学	370,000円			

	程生徒 1人につき	自宅外通学	460,000円
	国・公立専修学校専門課程生徒 1人につき	自宅通学	220,000円
		自宅外通学	620,000円
	私立専修学校専門課程生徒 1人につき	自宅通学	720,000円
		自宅外通学	1,120,000円
③	障害者のいる世帯であること。	障害者 1人につき	860,000円
④	長期療養者のいる世帯であること。	療養のため経済的に特別な支出をしている金額。	
⑤	主たる家計支持者が別居している世帯であること。	別居のため特別に支出している金額。ただし、710,000円を限度とする。	
⑥	火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯であること。	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。	
⑦	父母以外の者で収入を得ている者のいる世帯であること。	父母以外の者の所得者 1人につき 380,000円。なお、その所得が 380,000円未満の場合はその所得額。ただし、本人及び配偶者の所得については控除できない。	
B 本人を対象とする控除	高等学校及び中等教育学校の後期課程	自宅通学	190,000円
		自宅外通学	380,000円
	高等専門学校	自宅通学	210,000円
		自宅外通学	420,000円
	大学・大学院・短大	自宅通学	280,000円
		自宅外通学	720,000円
	専修学校専門課程	自宅通学	200,000円
		自宅外通学	600,000円
	専修学校高等課程	自宅通学	120,000円
		自宅外通学	230,000円

備 考

- 1 A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除は、就学者の中に出願者本人分は含まない。
- 2 A欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除(国立大学法人が設置する大学に関わるもの)は、当該就学者が全額授業料免除を受けている場合は、B欄の「本人を対象とする控除」と同額とし、半額授業料免除を受けている場合はB欄の金額と授業料納入金額との合計額がA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を超えない範囲内で授業料納入金額を加算することができる。
- 3 就学者の学種が申請時と異なる場合は、申請時の学種によりA欄の「②就学者のいる世帯であること。」による控除額を適用すること。
- 4 A欄の控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合には、それらの特別控除額をあわせて控除することができる。

別紙 2

修業年限超過者の取扱いについて

1 学力基準について

(1) 留年している者又は修業年限を越えた者の解釈

「留年している者」とは、授業料免除の対象者を選考するときにおいて同一学年にとどまっている者をいい、「修業年限を越えた者」とは、休学、留学等により在籍期間が最短修業年限を超えた者いう。

(2) 「留年している者又は修業年限を超えた者」で授業料免除の対象としてよい事例

ア 病気

①長期療養のため休学した場合、②休学期間に満たない期間の病気のため単位修得ができなかった場合、③単位修得試験の当日の病気により単位修得ができなかった場合、④学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合。

(なお、「病気」には外傷を含むが、法令等に違反した行為が病気の原因である場合を除く。)

イ 留学

①留学のため単位修得ができなかった場合（本来の学業修得のため真に有益であると認められない留学や留学期間が概ね半年未満の留学を除く。）②学校の長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合。

ウ 大学院学生の論文作成

①研究テーマ、研究方法等、本人の側の事情によらない理由で留年又は修業年限を超過した場合、②学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合。

エ その他

①出産・育児のために休学した場合、②国又は地方公共団体等の求めに応じ、休学して公共的な事業に参加した場合、③学資負担者の不在や被保護世帯のため学業と平行して学資負担者のためのアルバイト又は常勤の業に就いた場合、④本人が身体障害者である場合、⑤学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合。

(なお、国家試験等の受験、大学院の受験、転学・転学部等の受験、就職のためなど、自己都合により留年又は修業年限を超過している場合は除く。)

(3) 「留年している者又は修業年限を超えた者」について授業料免除を行ってよい期間
上記 (2)の事由により授業料免除を行う場合でも、留年又は修業年限超過の期間は、原則として 1年間とする。

ただし、学長が真にやむ得ない事情があると特に認めた場合には、1年を超えることができる。

(4) 判定のための手続き

上記 (1)及び (2)の判定は、中央学生委員会による実質的な審査により行うことと

し、上記（2）における「学長がこれらの事例と同等以上の事情があると特に認めた場合」により授業料免除を行うとき及び上記（3）における「学長が真にやむを得ない事情があると特に認めた場合」により 1年を超えて授業料免除を行うときは、特に慎重な判定を行うこととする。

2 家計基準について

従来、本人の収入は、日本学生支援機構の推薦基準と同様に総所得金額に含まないこととしていたが、今後は、本人及び配偶者（以下「本人等」という。）の収入についても、総所得金額に算入するものとする。

ただし、授業料免除の対象者として選考するとき、本人等の収入が当該年度において皆無であることが明らかな場合は、前年において収入がある場合であっても、総所得金額に算入しなくて差しつかえないものとする。

別表 1

収入基準額表

区 分		学 部 ・ 専 攻 科		大学院（修士課程・博士前期課程）		大学院（博士後期課程）	
		全 額 免 除	半 額 免 除	全 額 免 除	半 額 免 除	全 額 免 除	半 額 免 除
世 帯 人 員	1人	880,000円	1,670,000円	960,000円	1,820,000円	1,320,000円	2,540,000円
	2人	1,400,000円	2,660,000円	1,520,000円	2,900,000円	2,120,000円	4,040,000円
	3人	1,620,000円	3,060,000円	1,770,000円	3,340,000円	2,450,000円	4,670,000円
	4人	1,750,000円	3,340,000円	1,920,000円	3,640,000円	2,660,000円	5,070,000円
	5人	1,890,000円	3,600,000円	2,080,000円	3,930,000円	2,880,000円	5,480,000円
	6人	1,990,000円	3,780,000円	2,170,000円	4,120,000円	3,020,000円	5,740,000円
	7人	2,070,000円	3,950,000円	2,260,000円	4,320,000円	3,150,000円	6,020,000円
	世帯人員が 7人を越える 場合	1人増すごとに 80,000円をそれ ぞれ世帯人員 7人 の収入基準額に加 算する。	1人増すごとに 170,000円をそれ ぞれ世帯人員 7人 の収入基準額に加 算する。	1人増すごとに 90,000円をそれ ぞれ世帯人員 7人 の収入基準額に加 算する。	1人増すごとに 200,000円をそれ ぞれ世帯人員 7人 の収入基準額に加 算する。	1人増すごとに 130,000円をそれ ぞれ世帯人員 7人 の収入基準額に加 算する。	1人増すごとに 280,000円をそれ ぞれ世帯人員 7人 の収入基準額に加 算する。